

厚生労働省

組織の名称	保険局
所掌事務	健康保険、船員保険、国民健康保険といった医療保険制度及び後期高齢者医療制度に関する企画立案に関することを行っています。
組織の名称	総務課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険制度及び後期高齢者医療制度に関する総合的な企画立案並びに局内の調整に関すること。 ・医療保険制度の調整に関すること。 ・年金特別会計の健康勘定及び年金特別会計の業務勘定のうち特別保健福祉事業の経理に関すること。 ・年金特別会計の健康勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。 ・保険局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
組織の名称	社会保険審査調整室
所掌事務	・社会保険審査会の庶務に関すること。
組織の名称	保険課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険事業の企画立案に関すること。 ・船員保険事業の企画立案に関すること。 ・全国健康保険協会の行う業務に関すること。 ・健康保険組合及び健康保険組合連合会の行う業務に関すること。 ・社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務及び介護保険関係業務並びに他課の所掌に属するものを除く）。 ・健康保険法第二百一条の規定による報告の徴収及び指示に関すること。
組織の名称	全国健康保険協会管理室
所掌事務	・全国健康保険協会の行う業務に関すること。
組織の名称	国民健康保険課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業の企画立案に関すること。 ・国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること（高齢者医療関係業務及び介護保険事業関係業務並びに医療課の所掌に属するものを除く）。
組織の名称	高齢者医療課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度の企画立案に関すること。 ・後期高齢者医療広域連合の行う業務に関すること（医療課及び調査課の所掌に属するものを除く。）。 ・後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務に関すること。 ・後期高齢者医療制度に関する都道府県に対する助成に関すること。 ・後期高齢者支援金等に関すること。 ・医療保険制度の調整に関する事務のうち前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整に関すること。 ・社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（高齢者医療確保法第三十九条第三項に規定する高齢者医療制度関係業務に関することに限る。）。 ・国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること（高齢者医療確保法第五十六条に規定する高齢者医療関係業務に関することに限る。）。 ・特別保健福祉事業に関すること。

組織の名称	医療介護連携政策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療の普及及び向上に関する事業並びに健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療に係る事業と老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業との連携に関する事。 ・社会保険診療報酬、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事。 ・医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画並びに都道府県医療費適正化計画並びに特定健康診査等基本指針及び特定健康診査等実施計画に関する事。
組織の名称	保険データ企画室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項及び第三項の規定により提供される情報の管理に関する事。 ・医療保険者及び審査支払機関の情報処理の高度化の推進に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。 ・医療保険者が保有する診療並びに健康診査及び保健指導に係るデータ等の活用に関する総合的な企画及び立案に関する事（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
組織の名称	医療費適正化対策推進室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画の策定に関する事。 ・都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する事（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。 ・特定健康診査等基本指針の策定に関する事。 ・特定健康診査等実施計画その他の特定健康診査及び特定保健指導に関する企画立案及び調整に関する事（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
組織の名称	医療課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督及び全国健康保険協会又は健康保険組合若しくは国民健康保険の保険者若しくはその連合会の行う福祉事業及び保健事業の医療に関する医療技術上の監督に関する事。 ・社会保険診療報酬、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する事。 ・社会保険診療報酬支払基金の審査委員会及び特別審査委員会並びに国民健康保険団体連合会の審査委員会及び国民健康保険法の規定による厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査組織に関する事。 ・医療保険関係法令による医療に関する団体との連絡に関する事。 ・中央社会保険医療協議会及び地方社会保険医療協議会の庶務に関する事。
組織の名称	保険医療企画調査室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する政策の企画立案のための調査及び研究に関する事。 ・社会保険診療報酬等の請求、審査及び支払に関する調査及び研究に関する事。
組織の名称	医療指導監査室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事。
組織の名称	調査課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険、政府が管掌する船員保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の数理並びに健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の統計に関する事。 ・医療保険制度の調整のための統計数理的調査に関する事。